

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第32回農業委員会総会議事録

令和8年2月26日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	8	山越 透	委員
	9	平川 智司	委員

事務局 議長	<p>只今から、第32回農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は、16名中15名で、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、8番山越委員さん、9番平川委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p> <p>番号1 土地の所在が武士33番1外4筆、現況地目が畑で合計面積67,667㎡、届出者 埼玉県 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和7年1月27日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各委員	<p>———異議なし———</p>
議長	<p>報告事項第1号は原案どおり承認いたします。</p>
事務局 議長	<p>報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。</p> <p>番号1 土地の所在が幌岩188番2外5筆、現況地目が畑で合計面積114,968㎡、契約期間は令和6年7月23日から令和16年7月31日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和7年12月25日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は売買です。 以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各委員	<p>———異議なし———</p>
議長	<p>報告事項第2号は原案どおり承認いたします。</p>
事務局 議長	<p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第2条第1項の農地の該当の有無について このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号 農地法第2条第1項の農地の該当の有無について 下記の土地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて審議願います。</p> <p>番号1 土地の所在が若里522番16、現況地目が畑で面積1,960㎡、所有者が●●●●さん、令和7年8月29日に現況確認を行っています。 図面で説明いたしますと、(1ページ)の土地です。対象地につきましては、町道若</p>

里9線道路沿いの土地となります。

現況及び経過について説明いたします。

対象地は、前々所有者の●●●●さんの父が昭和56年頃に知人の●●●●さんの住宅建築を許可したとのことです。

母から相続していた時にはすでに住宅として使っていて、物件が無許可建築との認識はなかったとのことです。

現所有者には農地法について説明し、違反転用にあたること、今後このようなことがないように、指導を行っています。

以上、違反転用地ではありますが、申し合わせに従い、非農地判断を行い、現況地目を変更することとしてよろしいか、ご協議願います。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

大澤委員 何か質問等、ありませんでしょうか。

事務局 住宅は建築して何年経過していますか

議長 45年経過しています。

各委員 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

議長 ———異議なし———

議長 議案第1号は原案どおり決定いたします

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 このことについて、事務局の説明を求めます。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 農地法第3条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。

番号1

土地の所在が幌岩188番2外5筆、現況地目が畑で合計面積114,968㎡、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●、農業従事者世帯員●名、経営状況はトラクター●台、コンバイン●台、ハーベスター●台、スプレイヤー●台、他を所有、経営面積は、●㎡です。価格は11,480,000円、10㎡当りの単価は100,000円の売買です。

この案件につきましては、2月13日関係農業委員さん立会いのもと現地調査と書類審査を実施しております。

図面で説明いたしますと、(2ページ)です。

申請地につきましては、町道幌岩4線道路沿いの土地となっています。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

大澤委員 何か質問等、ありませんでしょうか。

齊藤委員 今回の農地は、全体的に平坦ですか。

議長 平坦ではありません。起伏はあります。

各委員 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

議長 ———異議なし———

議長 議案第2号は原案どおり決定いたします

議長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

事務局 このことについて、事務局の説明を求めます。

議長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

事務局 農地法第4条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について

		<p>て審議願います。</p> <p>番号 1.</p> <p>土地の所在が仁倉 1032 番 1 のうち、現況地目が畑で面積 4,549 ㎡、農地区分は農業振興地域内農用地区域で、申請者は●●●●さん、申請理由は●●●●さんの農業用倉庫新設及び移設、作業場造成で、土地利用計画は農業用施設用地です。</p> <p>農業用倉庫新設及び移設、作業場の造成面積は 4,549 ㎡、工期は令和 9 年 3 月末まで。土地収用により建築費は北海道が負担すると報告を受けています。</p> <p>申請地には、転用の妨げとなる権利も無く、隣接地への影響についても、問題ないので、転用はやむを得ないと思われれます。</p> <p>この案件につきましては、2 月 26 日に担当農業委員さんと現地調査と書類審査を実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと、(3 ページと 4 ページ) です。</p> <p>3 ページが位置図で、申請地につきましては、道道端野仁倉線沿い、●●●●宅の近隣の土地となります。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
大澤委員	局長	<p>農業用倉庫の移設と説明がありましたが、どこの倉庫を移設するのですか</p> <p>河川に対して反対側の倉庫です。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
議	委員	<p>———異議なし———</p>
議	委員	<p>議案第 3 号は原案どおり決定いたします</p>
議	長	<p>議案第 4 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	局長	<p>議案第 4 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について</p> <p>農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、下記の農用地利用集積等促進計画について議決を求めます。</p> <p>また、当該促進計画案に異存なき場合は、公益財団法人北海道農業公社へ同法第 18 条第 1 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できることとします。</p> <p>番号 1. 2.</p> <p>札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が共立 281 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 12,786 ㎡です。</p> <p>利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 8 年 3 月の公社での指定日から 5 年間、賃貸料は年額 38,000 円、10 ㎡当たり 3,000 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 8 年 2 月 5 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと (5 ページ) の土地です。</p> <p>申請地につきましては、町道共立 51・53 号道路沿いの土地となります。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>

大澤委員 事務局	●●●●さんは新規就農する方ですか そうです。
大澤委員 事務局	●●●●さんの農地はこれだけですか。 この他にもありますが、農協の組合員になるために最低限の農地を保有する必要があるため、残りの農地は5月に売買で受ける予定です。
青野英委員 議長	農協の組合員になるために最低でも1ha以上必要なので進めてもらいました。
各委員	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
議長	———異議なし———
議長	議案第4号は原案どおり決定いたします
議長	議案第5号 現況証明願について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号 現況証明願について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。 番号1. 土地の所在が仁倉19番1、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積572㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 東 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと、(6ページ)です。申請地は、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、元●●●●宅から浜佐呂間市街方面へ250m進んだ土地となります。 番号2. 土地の所在が若里522番16、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は宅地、面積1,960㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 西富 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 この案件については議案第1号で非農地判断した案件の、現況証明願となります。 図面で説明いたしますと、(1ページ)です。申請地は、町道若里9線道路沿いの土地となります。 以上です。
議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
大澤委員 平川委員	郡さんのこの土地はどうするつもりか確認していますか。 現状では農地としても引受ができないので、うちで仁倉の土地は全て引き受ける予定です。
大澤委員 事務局	農地として売買できませんか。 現況が雑種地として判断されているため、公社を通しての売買はできません。
議長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各委員	———異議なし———
議長	議案第5号は原案どおり決定いたします
事務局	協議事項第1号 農業経営基盤強化法に基づく地域計画(案)に係る意見協議について このことについて、事務局の説明を求めます。 協議事項第1号 農業経営基盤強化法に基づく地域計画(案)に係る意見協議について 佐呂間町長より、農業経営基盤強化促進法、第19条の規定による地域計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき意見を求められましたので、協議願います。 令和8年3月31日制定された「地域計画」について変更の必要があるため意見

	<p>聴取されましたので、変更後の地域計画（案）をお配りさせていただいていますので、内容等につきましてご協議願いたいと思います。</p> <p>変更内容としては、2点あります。</p> <p>1点目は、道営の草地整備事業を実施する市町村は、耕畜連携等に係る項目の記載が必要であること。</p> <p>2点目は、令和7年度中に離農や経営移譲による担い手の変更及び農地の売買、賃貸借に伴う農地経営面積の変更です。</p> <p>よろしく審議のほどお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>赤字は、前回（令和7年3月31日）からの変更箇所。青字は、経営面積変更箇所。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p>
<p>各 委 員 長</p>	<p>協議事項第1号は原案どおり決定いたします</p>
<p>議 長</p>	<p>その他</p> <p>各委員さんの方から何かありませんか。</p> <p>———ありません———</p>
<p>各 委 員 長</p>	<p>なければ第32回農業委員会総会を終ります。</p>

